
* * * * *
* * * * *
* 令和 7 年第 5 回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和 7 年 第 5 回 鹿 沼 市 議 会 定 例 会 議 案 説 明 書

◎ 報告第 3 9 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日 深津地内の市道上において、市外在住者が所有する小型乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 3 8 , 8 8 5 円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 件 1 0 0 万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1 件 1 0 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第 4 0 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日 深津地内の市道上において、株式会社レンタコムライフの使用に係る普通乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 7 1 , 2 7 2 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 3 9 号と同じ。

◎ 報告第 4 1 号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する普通乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 5 2, 5 0 0 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 3 9 号と同じ。

◎ 報告第 4 2 号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日深津地内の市道上において、市内在住者が所有する普通乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を 8 0, 4 3 1 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 3 9 号と同じ。

◎ 報告第 4 3 号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 8 月 1 9 日久保町地内の市道上において、市内在住者が所有する普通乗用自動車が行中、グレーチング蓋が跳ね上がり、車両を破損させたことに対し、損害賠償の額を 7, 3 4 0 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 3 9 号と同じ。

◎ 議案第 7 2 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）について

歳入については、地方交付税、国県支出金等の増減額を計上し、歳出については、人事事務費、障害者自立支援事業費、生活保護扶助費等の増減額を計上したもので、この補正額を 979,011,000 円の増とし、予算総額を 44,985,085,000 円とするものである。

なお、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表、第 3 表及び第 4 表のとおりである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 7 3 号 令和 7 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

歳入については、県支出金及び繰入金の増額を計上し、歳出については、診療報酬内容点検専門員報酬、国民健康保険関係職員給与費等の増額を計上したもので、この補正額を 8,966,000 円の増とし、予算総額を 9,690,548,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 7 2 号と同じ。

◎ 議案第 7 4 号 令和 7 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
について

歳入については、国庫支出金及び繰入金の増額を計上し、歳出については、介護保険関係職員給与費、介護認定調査員報酬、介護給付費準備基金積立金等の増額を計上したもので、この補正額を 11,873,000 円の増とし、予算総額を 8,798,736,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 7 2 号と同じ。

◎ 議案第 7 5 号 令和 7 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

歳入については、繰入金の増額を計上し、歳出については、後期高齢者医療関係職員給与費の増額を計上したもので、この補正額を 2,024,000 円の増とし、予算総額を 1,520,692,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 7 2 号と同じ。

◎ 議案第 7 6 号 令和 7 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

収益的支出において、支出総額を 7,080,000 円増額補正するものである。

（参照条文） 議案第 7 2 号と同じ。

◎ 議案第 77 号 訴えの提起について

市営北犬飼駐車場に放置されている車両の所有者に対し、当該車両の撤去及び占有された土地の明渡し並びに使用料の支払を求める訴えを宇都宮地方裁判所に提起するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

第 1 号から第 11 号まで 省略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（中略）、和解（中略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

第 13 号から第 15 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 78 号 辺地に係る総合整備計画の変更について

令和 6 年 12 月 23 日議案第 84 号として議決を得た西大芦辺地及び上・中粕尾辺地に係る総合整備計画並びに令和 4 年 3 月 22 日議案第 17 号として議決を得た上久我辺地に係る総合整備計画について、辺地における計画事業の変更を行うためのものである。

(参照条文) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第 2 項から第 7 項まで 省略

8 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ 議案第 79 号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 8 年 4 月 1 日から佐野市が議員の公務災害等に対する補償事務及び公立学校医等の公務災害に対する補償事務を共同処理することに伴い、栃木県市町村総合事務組合の規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（中略）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

第 1 項ただし書及び第 2 項 省略

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（中略）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

◎ 議案第 80 号 指定管理者の指定について

高齢者福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会を指定するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 244 条の 2 第 1 項及び第 2 項 省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下（中略）「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 4 項 省略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第7項から第11項まで 省略

◎ 議案第81号 指定管理者の指定について

リサイクルセンターの指定管理者として、特定非営利活動法人ぶうめらんを指定するためのものである。

(参照条文) 議案第80号と同じ。

◎ 議案第82号 市道路線の認定について

深津地内における鹿沼インター産業団地の整備に伴い、新たに築造された道路を市道として認定するためのものである。

(参照条文) 道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第 8 3 号 市道路線の廃止について

富岡地内における土地の一体的な利用を目的とした用地の売却に伴い、関係する市道を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 8 2 号と同じ。

◎ 議案第 8 4 号 市道路線の変更について

深津地内における鹿沼インター産業団地の整備に伴い、関係する市道の終点を変更するためのものである。

(参照条文) 議案第 8 2 号と同じ。

◎ 議案第 8 5 号 鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

公職選挙法施行令の一部改正に伴う国政選挙の取扱いに準じて、ポスター及びビラの作成に係る公費負担の額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第 2 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 8 6 号 鹿沼市部設置条例の一部改正について

近年、複雑化する諸課題へ効果的に取り組み、更に多様化する市民ニーズへの迅速かつ的確な対応のため必要な部局間の連携強化を図る観点から、既存の組織・機構を見直し、令和 8 年度から新たな組織・機構でスタートするためのものである。

(参照条文) 議案第 8 5 号と同じ。

◎ 議案第 8 7 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

狂犬病予防法の特例により、同法に規定する鑑札とみなされたマイクロチップを装着した犬について、その登録手数料を無料とするためのものである。

(参照条文) 議案第 8 5 号と同じ。

◎ 議案第 8 8 号 鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正について

津田小学校北犬飼地区学校給食共同調理場の対象学校として、新たに池ノ森小学校を加えるためのものである。

(参照条文) 議案第 8 5 号と同じ。

◎ 議案第 8 9 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、本市の情報システムを標準準拠システムに移行することに伴い、納税通知書の名称を変更するためのものである。

(参照条文) 議案第 8 5 号と同じ。

◎ 議案第 9 0 号 鹿沼市森づくり条例の制定について

本市の森づくりについての基本理念等を定めることにより、森林に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の豊かな森林資源の保全及び次世代への継承に資するためのものである。

(参照条文) 議案第 8 5 号と同じ。

◎ 議案第 9 1 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について

林野火災に関する警報及び注意報の創設等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 8 5 号と同じ。

◎ 議案第 9 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員早川綾子氏が令和 8 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、新たに小林洋子氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第 6 条 第 1 項及び第 2 項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第 4 項から第 8 項まで 省略

◎ 議案第 9 3 号 鹿沼市公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員設樂光江氏が令和 8 年 1 月 9 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方公務員法

第 9 条の 2 第 1 項 省略

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

第 3 項から第 1 2 項まで 省略

◎ 議案第 9 4 号 鹿沼市粕尾財産区管理会委員の選任について

本市粕尾財産区管理会委員小林昭氏が令和 7 年 8 月 2 7 日をもって辞職したので、新たに大塚明氏を選任するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市粕尾財産区管理会条例

第 3 条 委員は、財産区の区域内に 3 月以上住所を有する者で市の議会の議員の被選挙権を有するもの（中略）のうちから市長が議会の同意を得て選任する。

第 2 項 省略

◎ 議案第 9 5 号 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

本市情報公開・個人情報保護審査会委員柏木敬子氏が令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって辞職するので、新たに宮坂拓氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例

第 3 条 審査会は、市長が議会の意見を聴いて委嘱する 5 人以内の委員をもって組織する。

